

岐阜県の 農地・水・ 環境保全だより



第28号
令和元年9月

〔発行〕
岐阜県農地・水・環境保全推進協議会
岐阜市下奈良2丁目13番1号
岐阜県土地改良事業団体連合会内
TEL.058-271-1326

農地や農業用水は、農業生産の役割だけでなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの大切な財産(資源)です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



絨毯のように管理された畦畔（恵那市笠置町）

【CONTENTS】

- 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会総会 2
- 優良表彰地区紹介 3
- 新しい広域活動組織の紹介 5
- 令和元年度多面的機能支払交付金の制度改正のポイントについて 6
- 令和元年度からの様式等の改正について 8
- 岐阜県の要綱基本方針の変更について 17
- 「多面的機能の増進を図る活動」に係る広報活動について 18
- 共同活動の安全対策について 19
- お知らせ 20

平成30年度 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第12回通常総会開催

平成31年3月19日（火）午前11時より、岐阜市藪田南OKBふれあい会館において、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会第12回通常総会を開催しました。議事として「平成29年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について、平成30年度収支補正予算の承認について、平成31年度事業計画並びに収支予算の議決について」が上程され、すべて可決決定されました。

総会では、藤原 勉会長が「市町村等の事務支援を始め、組織の広域化への誘導及び設立支援や、保全活動等の推進指導など、地域の円滑な事業推進に向けて、積極的に支援していく」とあいさつされました。また、地域資源の保全管理活動に多大な効果を発揮された以下の5活動組織が、優良活動組織として表彰されました。



受賞された活動組織の皆様

優良活動組織

写真左から

- 蘇原北部地域保全会（各務原市）
- 富岡環境保全協議会（関市）
- 木野地域資源保全会（美濃加茂市）
- 林地区農地活動組織（郡上市）
- 辻原、大地・水・緑の会（中津川市）

次ページからは、表彰されました活動組織の活動内容について紹介していますので、皆様の活動の参考にしていただければ幸いです。

平成30年度 多面的機能支払交付金優良表彰地区の紹介

活動組織名 そはらほくぶ ちいきほぜんかい
蘇原北部地域保全会（各務原市）

認定農用地面積 52.00ha

交付対象面積 52.00ha

活動の表題 **～地域のことは地域力で～**

活動の概要 「我々の地域を荒廃させてはならない」、「地域のことは地域力で」を合言葉に、草刈りや泥上げなどの維持管理だけでなく、水路の補修についても、地域の団結力を活かして自分たちでそれぞれ実施している。それぞれの活動では、構成員の平均80%を超える参加者を得て実施されており、「地域のことは地域力で」という思いが地域に広まっている。



水路補修の様子



活動組織名 とみおかかんきょう ほぜんきょうぎかい
富岡環境保全協議会（関市）

認定農用地面積 93.61ha

交付対象面積 64.00ha

活動の表題 **～遊びと学びの場として活用する農用地～**

活動の概要 地域の農用地を遊びと学びの場として活用している。地域のJAと連携して、地域内の小学生や保育園児を対象に、田植えや稲刈りなどの農業体験や景観形成で整備したコスモス畑を迷路に仕立て鑑賞会を実施している。このような活動を通して、農業に触れる機会が少ない子供たちにとって貴重な体験になり、更には地域住民への農村環境に対する意識の向上が図られた。



小学生の農業体験学習



保育園児のコスモス鑑賞会

活動組織名 このちいきしげんほぜんかい
木野地域資源保全会（美濃加茂市）

認定農用地面積 24.65ha

交付対象面積 24.65ha

活動の表題 **～大地に触れて食を考える～**

活動の概要 地域の子供たちを中心とした稲作活動や芋ほり体験を実施することで、子供たち、更には、その保護者の参加が得られ、こういった体験を通して土に親しむ行為が、農業への興味を持つこととなり、今後の担い手育成にも繋がる活動を実施している。



農業体験の様子



稲わらを使ったリース作りの様子

活動組織名 はやしちくのうちかつどうそしき
林地区農地活動組織（郡上市）

認定農用地面積 9.10ha

交付対象面積 9.10ha

活動の表題 **～自分たちの地域を自分たちで守るために～**

活動の概要 農地維持活動、資源向上活動（共同、長寿命化）を実施しており、地域において活動も定着している。農業者のみならず、女性や高齢者、新規に居住された方々も積極的に参加し、組織活動を通して、農用地、農業用水等の重要性を知ってもらい、交流を深める地域づくりの場として活動を展開している。今後は、組織活動をより充実させ、「自分たちの地域を自分たちで守る」という意識を高めていく。



生態系保全活動の様子



意見交換会（ワークショップ）

活動組織名 つじはら だいち みず みどり かい
辻原、大地・水・緑の会（中津川市）

認定農用地面積 27.30ha

交付対象面積 27.30ha

活動の表題 **～多面的の活動をとおして深まる地域のきずな～**

活動の概要 休耕田へのヒマワリやプランターでの植栽活動は本事業に取り組む前より実施しており、地元住民とも協力した活動が定着している。中でも休耕田へのヒマワリ植栽については、写真愛好家が撮影に訪れ、地元新聞に掲載されるなど、各方面から注目を集めている。また、用水路や農道の維持、補修活動などに加え、地域住民、子ども会を含めたプランターへの花の植栽活動（15年以上継続）、辻原川の生態系観察会など積極的な活動を展開している。



休耕田のヒマワリ



辻原川の生態系観察会

新しい広域活動組織の紹介

近年、高齢化や農家減少などの進行により、共同活動の継続が徐々に困難になってきており、現在の活動を継続しつつ地域の共同活動を持続的な体制の下で行うためには、活動組織の広域化が有効であると考えています。今年度に広域活動組織として発足された活動組織を紹介いたします。

活動組織名：あんぱち環境保全広域組織	認定年月日：令和元年5月24日	市町村名：安八町
認定農用地面積：78,696 a 交付対象農用地面積及び交付金額：54,614 a、4,684万円	参加集落等： 24集落及びその他団体	
取組内容：農地維持支払、資源向上支払（共同・長寿命化）		
概要：安八町では、3つの活動組織が旧農地・水制度の頃から継続して活動に取り組んできており、今年度からは町内全域となる21集落にも活動エリアを広め、従来からの3活動組織を含めた広域活動組織として立ち上がりました。		

活動組織名：蛭川活動組織	認定年月日：平成31年4月25日	市町村名：中津川市
認定農用地面積：20,283 a 交付対象農用地面積及び交付金額：20,283 a、1,874万円	参加集落等： 14集落及びその他団体	
取組内容：農地維持支払、資源向上支払（共同・長寿命化）		
概要：本地域は、旧農地・水制度の頃から継続して活動に取り組んでおり、地域全体を活動エリアとして段階的に合併等を推進しており、今年度には地域内で活動するすべての組織が合併し「広域活動組織」として立ち上がりました。		

令和元年度多面的機能支払交付金の制度改正のポイントについて

新規拡充（資源向上支払、広域化・体制強化）

(1) 資源向上支払（共同）の単価について、2つの加算措置が拡充されます。

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：300円/10a等（岐阜県単価）

活動組織が多面的機能の増進を図る活動について

- ・すでに取り組んでいる組織が直近の活動計画における取組に加え、新たに1取組以上追加する場合
- ・新たに取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合

②農村協働力の深化に向けた活動への支援：300円/10a等（岐阜県単価）

- ・①の支援を受ける活動組織であって、構成員（人・団体）のうち、
- ・農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、共同活動に参加する構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

①に取り組む場合の加算単価（円/10a）

	岐阜県	北海道
田	300	320
畑	180	80
草地	30	20

②に取り組む場合にさらに加算される単価（円/10a）

	岐阜県	北海道
田	300	320
畑	180	80
草地	30	20

(2) 活動組織の広域化・体制強化

これまで、一律40万円を一括で交付していましたが、これからは面積規模に応じた交付額を最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度継続的に交付金を交付します。

◆これまで 【40万円/組織】

◆これから 【最長5年間（当該活動期間中） 最大で80万円/組織】

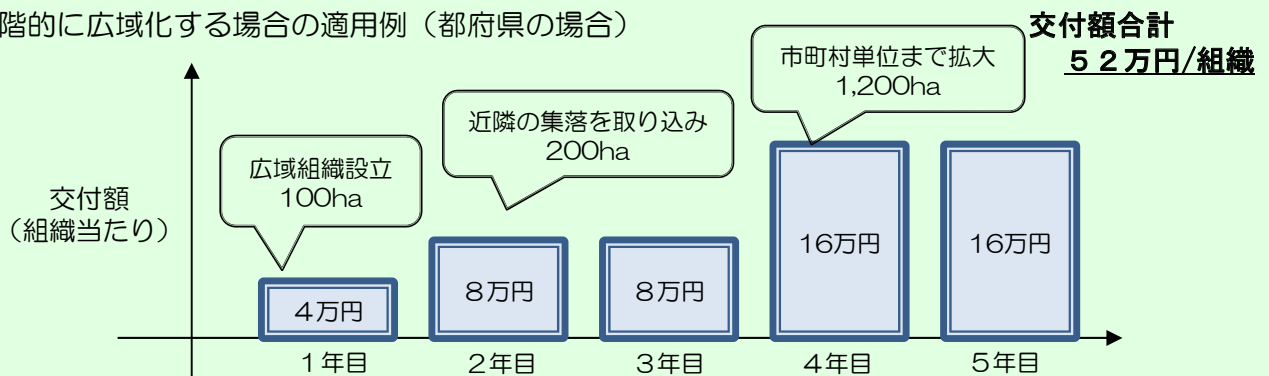
○広域化・体制強化に係る支援単価（年・組織）

都府県	北海道	交付額 （年・組織）	総額 （5年間）
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）



対象農用地の拡大

多面的機能支払交付金の算定対象となる「対象農用地」について、農地維持支払と同様に資源向上支払についても、農振農用地に加えて都道府県知事が必要と認める地域を対象とすることができます。

現行	農振農用地以外 の農用地		見直し後	農振農用地以外 の農用地	
	農振農用地	農振農用地以外 の農用地		農振農用地	農振農用地以外 の農用地
農地維持支払	○	○	農地維持支払	○	○
資源向上支払	○	×	資源向上支払	○	○

県が必要と認める地域は以下に掲げるものとする。

- ・多面的機能の発揮の観点から、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地と一体的に取り組み必要があると認められる農用地
- ・地方公共団体との契約、条例、法令に基づく計画等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地

長寿命化にかかる工事1件の上限について

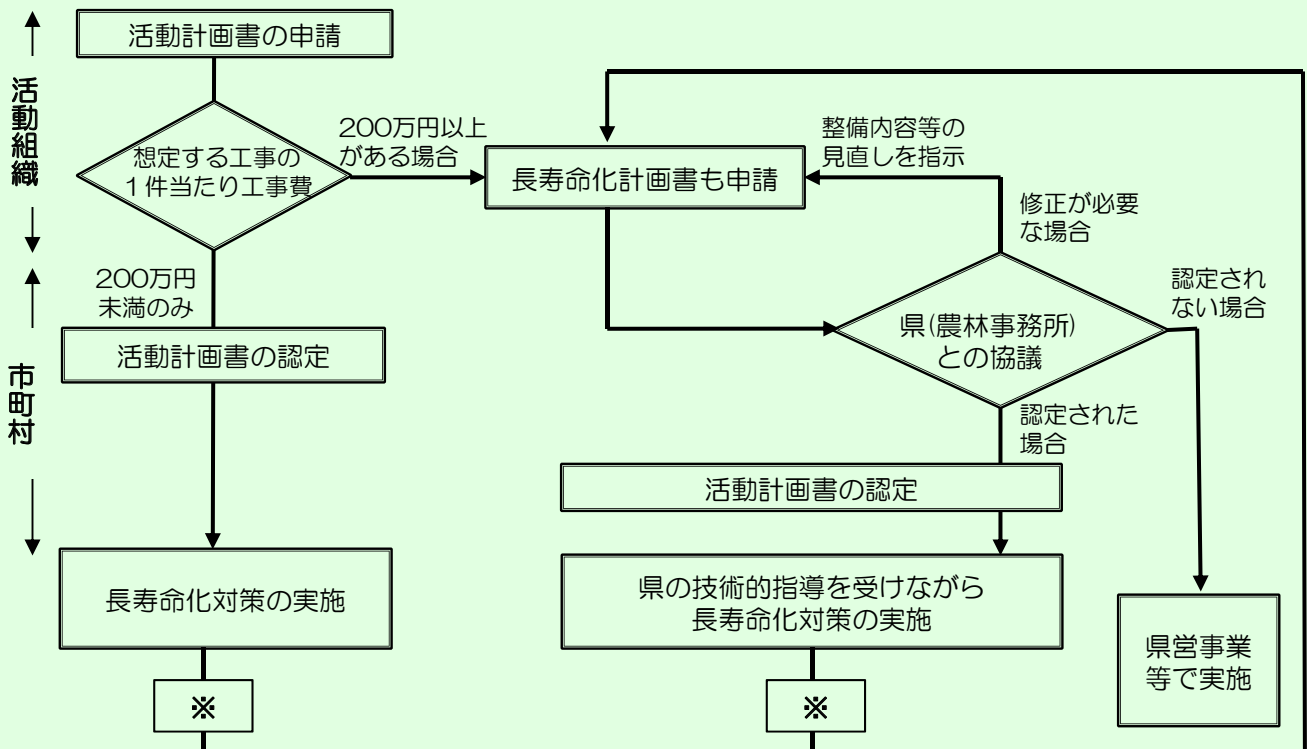
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○要綱基本方針における長寿命化整備計画認定フロー図



※ 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

令和元年度からの様式等の改正について

事務負担の軽減を目的に、活動項目・取組を整理統合し、申請や報告様式を見直しました

(1) 活動項目・取組の整理統合

- ✓ 対象となる取組内容はそのままに**選択する取組数を削減**。
(162個→66個、削減率：約60%)
- ✓ **取組に通し番号を振り**、活動記録の取組番号入力に対応。

見直しの内容（一例）

農地維持支払－地域資源の基礎的な保全活動

これまで		これから
活動項目	取組	取組
実践活動	水路の草刈り	<7>水路の草刈り
	ポンプ場、調整施設等の草刈り	
	水路の泥上げ	<8>水路の泥上げ
	ポンプ吸水槽等の泥上げ	
	かんがい期前の注油	<9>水路附帯施設の保守管理
	ゲート類等の保守管理	
	透光施設の適正管理	
		7個→3個に削減

資源向上支払（共同）－施設の軽微な補修

これまで		これから
活動項目	取組	取組
実践活動	路肩、法面の初期補修	<32>農道の軽微な補修等
	軌道等の運搬施設の維持補修	
	破損施設の補修	
	きめ細やかな雑草対策	
	側溝の目地詰め	
	側溝の不同沈下への早期対応	
	側溝の裏込材の充填	
	破損施設の補修	
	側溝の裏込材の充填	
		8個→1個に削減

(2) 申請・報告様式の見直し

- ✓ 文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**見やすく分かりやすい様式に見直し**。
- ✓ 各様式間の連携による自動入力で**入力が必要な箇所を削減**、**入力間違い等を防ぐ**。

見直しの内容（エクセル形式の様式における一例）

活動記録（様式第1－6号）

これまで

活動区分				施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（書きは長寿命化の場合）> 活動項目(対象活動) 取組(取組内容)	
<input type="checkbox"/> 農地維持	<input type="checkbox"/> 資源向上(共同)	<input type="checkbox"/> 調査・計画	<input type="checkbox"/> 実践活動	<input type="checkbox"/> 事務処理等		
<input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化)	<input type="checkbox"/> 広域化・体制強化	<input type="checkbox"/> 啓発・普及	<input type="checkbox"/> 設置等	<input type="checkbox"/> 研修・会議		
<input type="checkbox"/> 資源保全プラン	<input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動			<input type="checkbox"/> 発注事務		

複雑なチェックボックスから選択

活動項目、取組を記述

これから

① リストから取組に対応する番号を選択

② 活動内容が自動で表示

入力が簡単に！

取組番号（左詰め）				活動内容		
				支払区分	活動項目	取組
7	10			農地維持,農地維持	水路,農道	7 水路の草刈り,10 農道の草刈り

令和元年度からの活動記録(様式第1-6号)

平成30年度までの旧様式

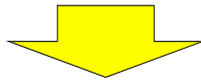
(様式第1-6号)

平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: _____

活動実施日時		活動参加人数			活動内容							備考	
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分							
	時間帯	実施時間				農地維持	資源向上(共同)	調査・計画	実践活動	事務処理等	施設又は テーマ	具体的な活動内容 <()書きは長寿命化の場合> 活動項目(対象活動) 取組(取組内容)	
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持	<input type="checkbox"/> 資源向上(共同)	<input type="checkbox"/> 調査・計画	<input type="checkbox"/> 実践活動	<input type="checkbox"/> 事務処理等			
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化)	<input type="checkbox"/> 広域化・体制強化	<input type="checkbox"/> 啓発・普及	<input type="checkbox"/> 研修・会議				
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 資源保全プラン	<input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動	<input type="checkbox"/> 設置等	<input type="checkbox"/> 発生事務				
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 農地維持	<input type="checkbox"/> 資源向上(共同)	<input type="checkbox"/> 調査・計画	<input type="checkbox"/> 実践活動	<input type="checkbox"/> 事務処理等			
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化)	<input type="checkbox"/> 広域化・体制強化	<input type="checkbox"/> 啓発・普及	<input type="checkbox"/> 研修・会議				
~			人	人	人	<input type="checkbox"/> 資源保全プラン	<input type="checkbox"/> 特別措置を適用した活動	<input type="checkbox"/> 設置等	<input type="checkbox"/> 発生事務				

(注) 特別措置を適用した活動とは、実施要綱別紙1の第40(3)、別紙20の第40(1)(3)及び20(3)に基づき、活動要件又は活動内容の特別に適用し実施した活動になります。



- ・新しい活動記録は、「取組番号」を選んで記入する方式になりました。13ページからの取組番号表から、その活動に該当する取組番号を選んで記入しますと活動内容欄に自動入力されます。備考欄には具体的な活動内容を入力します。
- ・交付金を支出していない活動も記録します。
- ・総会や役員会などの会議、事務処理を行った場合も記録します。

令和元年度からの新様式

(様式第1-6号)

組織名: _____

平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時		活動参加人数			取組番号(左詰め)	活動内容			備考(具体的な活動内容を記入)
日付	実施時間		農業者	農業者以外		総参加人数	支払区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間							

農業者	農業者以外	合計
0人	0人	

活動に参加した最大人数

令和元年度からの実施状況報告書(様式第1-8号)

・実施状況報告書(様式第1-8号の鑑文書に(別添)の書面(4枚セット)を添付)をして市町村長に提出します。

(様式第1-8号)

鑑文書

平成〇年〇月〇日

市町村長 殿

組織名称

代表者氏名

⑧

平成〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成28年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

◆実施状況報告書(様式第1-8号)

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

<平成〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

	項 目	金 額	備 考
収入の部	1. 前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))		
	2. 前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同)交付金		
	4. 資源向上(長寿命化)交付金		
	5. 利息等		
	合 計		

	項 目	金 額	備 考
支出の部	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	合 計		

◆実施状況報告書(様式第1-8号 別紙 1枚目)

令和元年度からの実施状況報告書(様式第1-8号)

1. 総会又は運営委員会の実施時期
 下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。
 開催日 平成〇年〇月〇日

2. 組織の広域化・体制強化の状況
 下記にあてはまる場合は〇を記入してください。
 広域活動組織 特定非営利活動法人

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果
 「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「-」を記入する。
 「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「〇」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。
 「備考」欄：「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払
 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合は〇を記入してください。

活動項目	取組	計画	実施	備考	
点検・計画策定	1 点検				
	2 年度活動計画の策定		実施日		
地域資源の基盤的な保全活動	3 研修・組織運営等に関する研修				
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理			
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
		6 農家畜舎設備等の保守管理			
	水路	7 水路の草刈り			
		8 水路の泥上げ			
		9 水路河常施設の保守管理			
	農道	10 農道の草刈り			
		11 農道側溝の泥上げ			
		12 路面の維持			
	ため池	13 ため池の草刈り			
		14 ため池の泥上げ			
		15 ため池河常施設の保守管理			
	共通	16 異常気象時の対応			

◆実施状況報告書 (様式第1-8号 別紙 2枚目)

活動項目	取組	計画	実施	実施日	備考
地域資源の基盤的な保全活動	17 農業者の検討会の開催				
	18 農業者に対する意向調査、現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備等				
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
	21 地域住民等に対する意向調査等				
	22 有識者等による研修会、検討会の開催				
	23 その他				

◆実施状況報告書 (様式第1-8号 別紙 3枚目)

(2) 資源向上支払(共同)
 資源向上支払交付金(共同)の交付を受けずに活動を実施した場合は〇を記入してください。

活動項目	取組	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	24 農用地の機能診断			
	25 水路の機能診断			
	26 農道の機能診断			
	27 ため池の機能診断			
	28 年度活動計画の策定			実施日
	29 機能診断・補修技術等に関する研修			
	30 農用地の軽微な補修等			
	31 水路の軽微な補修等			
農村環境保全活動	32 農道の軽微な補修等			
	33 ため池の軽微な補修等			
	34 生物多様性保全計画の策定			
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
	36 農機形成計画、生活環境保全計画の策定			
	37 水田野畜機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
	38 資源循環計画の策定			
	39 資源循環計画の策定			

活動項目	取組	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用			
	53 農地周りの環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 医療・福祉との連携			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動			

※以下は加算措置に取り組み場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考(参加人数及び内容等を記入)
農村協働力の深化に向けた活動への支援		実施日	

(3) 資源向上支払(長寿命化)

施設区分	取組	内容	延べ数量 (km,箇所)	実績			調査・設計等のみ
				前年度まで	本年度	合計	

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

◆実施状況報告書 (様式第1-8号 別紙 4枚目)

取組内容が整理統合され、新たに番号が付されました。

事務負担の軽減を目的に、活動項目・取組を整理統合しました。

- ・対象となる取組内容はそのままに**選択する取組数を削減**。
- ・**取組に通し番号を振り**、活動記録の取組番号入力に対応。

以下の取組番号表を基に、活動計画書や活動記録等を作成します。

取組番号表

取組番号	
事務処理	200
会議など	300

【農地維持活動】 (地域資源の基礎的な保全活動)	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)	
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池)	
		計画策定	2	年度活動計画の策定	
	研修 実践活動	研修	3	事務・組織運営等に関する研修	
		農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
			畦畔・法面・防風林の草刈り	5	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り
			鳥獣害防護柵等の保守管理	6	鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理
	水路	施設の適正管理のための除排雪	100	-	
		水路の草刈り	7	水路の草刈り	
		水路の泥上げ	8	ポンプ場、調整施設等の草刈り 水路の泥上げ	
		水路の草刈り	9	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理	
		施設の適正管理のための除排雪	101	-	
		農道	10	路肩・法面の草刈り 側溝の泥上げ	
		ため池	農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
			路面の維持	12	路面の維持
			ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理
共通	ため池附帯施設の保守管理	15	遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理		
	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)		
【地域資源の適切な保全管理のための推進活動】	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)	
1(農地維持)	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者(入り作農家・土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
		その他	23	-	

【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上) (施設の軽微な補修)	機能診断・ 計画策定	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地)
		水路の機能診断	25	診断結果の記録管理(農用地)
研修	計画策定	農道の機能診断	26	診断結果の記録管理(水路)
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(農道)
実践活動	農用地	年度活動計画の策定	28	診断結果の記録管理(農道)
		機能診断・補修技術等に関する研修	29	診断結果の記録管理(ため池)
		農用地の軽微な補修等	30	施設機能診断(ため池)
		水路	31	年度活動計画の策定
		水路の軽微な補修等	31	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修
		農道	32	老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等に関する研修
		ため池	33	農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修
		農道	32	畦畔の再構築
		ため池	33	農用地法面の初期補修
		農道	32	暗渠施設の清掃
ため池	33	農用地の除れき		
農道	32	鳥獣害防護柵の補修・設置		
ため池	33	防風ネットの補修・設置		
農道	32	そめ細やかな雑草対策		
ため池	33	水路側壁のはらみ修正		
農道	32	目地詰め		
ため池	33	表面劣化に対するコーティング等		
農道	32	不同沈下に対する早期対応		
ため池	33	側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修		
農道	32	水路に付着した藻等の除去		
ため池	33	水路法面の初期補修		
農道	32	破損施設の補修(水路)		
ため池	33	きめ細やかな雑草対策(水路)		
農道	32	パイプラインの破損施設の補修		
ため池	33	パイプライン内の清掃		
農道	32	給水栓ボックス基礎部の補強		
ため池	33	破損施設の補修(水路の附帯施設)		
農道	32	給水栓に対する凍結防止対策		
ため池	33	空気弁等への腐食防止剤の塗布等		
農道	32	遮光施設の補修等		
ため池	33	路肩・法面の初期補修		
農道	32	軌道等の運搬施設の維持補修		
ため池	33	破損施設の補修(農道)		
農道	32	きめ細やかな雑草対策(農道)		
ため池	33	側溝の目地詰め		
農道	32	側溝の不同沈下への早期対応		
ため池	33	側溝の裏込材の充填		
農道	32	破損施設の補修(農道の附帯施設)		
ため池	33	遮水シート		
農道	32	コンクリート構造物の目地詰め		
ため池	33	コンクリート構造物の表面劣化への対応		
農道	32	堤体侵食の早期補修		
ため池	33	破損施設の補修(ため池の堤体)		
農道	32	きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体)		
ため池	33	破損施設の補修(ため池の附帯施設)		
農道	32	遮光施設の補修等		

(農村環境保全活動)

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	計画策定	テーマ		
		生態系保全 水質保全	34 35	生物多様性保全計画の策定 水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
実践活動	景観形成・ 生活環境保全 水田貯留機能増進・ 地下水かん養 資源循環 生態系保全	景観形成計画、 生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進計画、 地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
		生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
		外来種の駆除	40	外来種の駆除
		その他(生態系保全)	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
		水質保全	42 43	水質モニタリングの実施・記録管理 畑からの土砂流出対策
		その他(水質保全)	44	水質保全を考慮した施設の適正管理 排水路沿いの林地帯等の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全 景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動 施設等の定期的な巡回点検・清掃 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動 水田の貯留機能向上活動 水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全 地域資源の活用・資源循環のための活動
		景観形成・ 生活環境保全	45 46 47	植栽等の景観形成活動 施設等の定期的な巡回点検・清掃 その他(景観形成・生活環境保全)
		水田貯留機能増進・ 地下水かん養 資源循環	48 49 50	水田の貯留機能向上活動 水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全 地域資源の活用・資源循環活動
啓発・普及	啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め	

(多面的機能の増進を図る活動)

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用
		農地周りの環境改善活動の強化	53	農地周りの共同活動の強化
増進活動	景観形成・ 生活環境保全 水田貯留機能増進・ 地下水かん養 資源循環 生態系保全	地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
		医療・福祉との連携	57	医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動		
広報活動	60	広報活動		

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

支払区分	活動項目		取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
	実践活動	施設区分			
3(長寿命化)	水路	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修
					水路の老朽化部分の補修
					水路側壁の嵩上げ
					U字リユーム等既設水路の再布設
					水路法面の補修
					集水柵、分水柵の補修
					ゲート、ポンプの補修
					安全施設の補修
					空気弁、仕切弁等の補修
					取水施設の補修
					管理施設の補修
					素掘り水路からコンクリート水路への更新
					水路の更新
					ゲート、ポンプの更新
					空気弁、仕切弁等の更新
水路蓋の設置					
取水施設の更新					
管理施設の更新					
農道路肩、農道法面の補修					
農道	農道	農道の補修	農道の更新等	63	舗装の打換え(一部)
					農道側溝の補修
					未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)
ため池	ため池	ため池の補修	ため池(附帯施設)の更新等	64	側溝蓋の設置
					土側溝をコンクリート側溝に更新
					洗滌箇所をコンクリート側溝に更新
					瀝水箇所の補修
					瀝水箇所の補修
					取水施設の補修
					洪水吐の補修
					安全施設の補修
					ゲート・バルブの更新
					安全施設の設置
農用地	農用地	農用地	給排水施設の補修・更新等(暗渠排水、給水栓、各筆排水等の補修・更新等)	65	給排水施設の補修
					給排水施設の更新
					畦畔の除去
					畦畔の除去

要綱基本方針の変更について

本年度の制度見直しに伴い、岐阜県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針を一部変更しましたので、ポイントを紹介します。

新しい基本方針は、岐阜県ホームページ

https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/nogyo-noson/c11427/index_23654.html
にて公開しています。

1

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和

これまで

農用地面積 200ha以上



これから

農用地面積 50ha以上
又は 3集落以上

※要綱基本方針における条件不利地の定義等詳細については、HPをご確認ください。

2

交付金の対象農用地の見直し

※国の制度見直しで追加

農地維持・**資源向上(共同・長寿命化)※**

[従来要件]・多面的機能の発揮の観点から、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

[新規追加]・地方公共団体との契約、条例、法令に基づく計画等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

3

活動項目の新規追加

農地維持活動

・農道や農用地、水路、ため池に係る施設や管理道等における「除排雪」を追加

資源向上活動(施設の長寿命化)※

- ・「水路の更新」の取組内容に集水柵、分水柵の更新を追加
- ・法面の危険箇所における部分的な擁壁設置、張りコンクリート等の対策を明確化
- ・水路、農道等における対象活動を実施した上での「畦畔の除去」を追加

※留意事項 交付対象農用地以外の農用地に係る施設の補修・更新は出来ません。

4

長寿命化整備計画書の認定について

資源向上活動(施設の長寿命化)における1件あたり200万円以上の工事について、認定の要件を設定

※認定の流れについては本誌の7ページ、要件の詳細についてはHPをご確認ください。

「多面的機能の増進を図る活動」に係る広報活動について

1. 広報活動の要件化の概要

平成29年度に多面的機能支払交付金における制度が改正され、資源向上支払（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」に新たに取り組む活動組織（事業計画期間の終了に伴う再認定を含む。）は、広報活動の実施が要件化されました。平成30年度で一旦活動期間を終了された活動組織において、令和元年度から新たに継続される活動組織が「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は、「広報活動」の実施が必須要件になります。（中山間地域等一部地域は除く）

(1) 対象

平成29年度以降に資源向上支払（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」を新たに取り組む活動組織や事業計画期間の終了に伴う再認定の活動組織が対象。ただし、活動対象農用地の一部または全部が、中山間地域において活動する組織（農林統計に用いる農業地域類型の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」に存在する組織、または、「振興山村地域」、「過疎地域」、「特定農山村地域」に属する組織は除きます。

(2) 活動内容

従来の「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目から1つ以上の活動を行うことに加え、以下のいずれかの広報活動を行うこと。なお、農村環境保全活動の啓発普及として行う広報活動とは異なる活動項目を以下から選択するものとする。

- ① 活動内容や地域資源の多面的機能等をPRするチラシやパンフレットの配布や掲示
- ② 看板やポスター等の設置・掲示
- ③ ホームページの開設・更新
- ④ 行政団体や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ⑤ 各種イベント等での活動内容等の紹介
- ⑥ その他、これらに準ずる広報活動

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会としては、④「行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへ掲載」する広報活動への支援をいたします。広報活動として活動内容を取りまとめたいただいたデータをいただければ、当協議会のホームページにて紹介いたします。

様式の定めはありませんが、右の様式を用意しました。当協議会のホームページからダウンロードしていただきご利用ください。（協議会ホームページ：<http://www.gifu-nouchimizu.jp/index.html>）当協議会へは、Eメール（アドレス：nouchi-mizu@gifudoren.or.jp）にて「広報活動データ」と内容が「広報活動データ」と分かるようにご記入いただき、送ってください。

多面的機能の増進を図る活動【広報活動】				〔 〇〇市 市町村名 〕	
活動組織名	〇〇活動組織				
〇	活動内容（※該当する項目すべてに〇をつけてください）				
	農地維持活動				
	資源向上活動（共同）				
〇		啓発・普及（地域住民との交流活動、学校教育等との連携 など）			
		生態系保全（生物の生息状況の把握、外来種の駆除 など）			
		水質保全（水質モニタリングの実施・記録管理 など）			
	農村環境向上活動	景観形成・生活環境保全（景観作物の施設への植栽、定期的な清掃 など）			
		水田貯留機能増進・地下水かん養（水田の貯留機能向上活動 など）			
		資源循環（地域資源の活用・資源循環のための活動）			
〇	多面的機能の増進を図る活動	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	資源向上活動（長寿命化）				
活動(行事)名	〇〇地区田んぼの学校				
実施場所	〇〇地区の水田および〇〇公民館				
実施日	平成30年6月14日(金) 田植え、平成30年10月22日(月) 稲刈り				
参加者	〇〇学校児童	50名	その他個人(農業者)	6名	
			その他個人(非農業者)	5名	
〔活動の内容〕					
〇〇小学校5年生の児童約50名で、学校教育等との連携として田植えや稲刈りなどの農業体験を行いました。秋の稲刈りでは、農村文化の伝承を通じたコミュニティの強化として、稲を手刈りでを行い、足踏み式脱穀機で脱穀したり、はさ掛けをして、伝統的な農法技術を学びました。					
〔参加者の感想など〕					
組織の役員で協力して体験を行いました。子どもたちも普段体験できないことが体験でき、とても貴重な勉強になりました。役員と子どもたちの絆も深まったようで、今後も継続していきたいと思っています。この体験を通して農業に興味を持ってもらい、将来の担い手として育っていくことを期待しています。					
					
					

協議会様式 記載例

共同活動の安全対策について

～活動組織の皆様へのお願いです～

全国で、多面的機能支払の活動中の事故が多発しています。

共同活動前には事故を未然に防ぐために安全確認を行い、事故の発生を防止しましょう。

活動時には、損害保険等への加入をお願いします。尚、損害保険等の加入に係る経費は、多面的機能支払交付金を充当することが可能です。

高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり


**共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう**

安全確認チェックリスト

<p>事前チェック</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配属等)を立てましたか。</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>作業者は道具等の安全な操作方法を習得しましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>参加者は全員保険に入りましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>緊急連絡表は作成しましたか。</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>参加者に危険な箇所の説明をしましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>道具等を用いる場合、点検は済みましたか。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>緊急連絡表の掲示や携帯は済みましたか。</p> </div>
<p>当日チェック</p>		

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**(急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動植物等)のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・最寄りの医療機関(複数)
 - ・ご家族の連絡先
 - ・保険会社



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう


- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故 防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- 声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

■ 事故の傾向 (平成24年度～平成30年度の発生状況)

平成24年度から平成30年度に181件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落(40%)及び草刈機等の接触(29%)で過半数を占めています。




事故原因の内訳 (%)

また、樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがありますので、特に注意が必要です。

**活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等
機械操作中に多く発生しています**

草刈作業中の留意点

- 1. 防護の徹底**
 - 草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用しましょう。
- 2. 障害物の除去等**
 - 事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
 - 除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- 3. 草刈機の点検・整備**
 - 刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
 - 刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。
- 4. 草刈機の安全な使用**
 - 安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
 - 火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れたようにしましょう。
 - 作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刈刃の回転が止まってからにしましょう。
- 5. 作業間隔の確保**
 - 複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。
- 6. 休憩の確保**
 - 振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- 7. 草刈作業者への合図**
 - 草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



■ 事故の例



(法面の草刈り)

●活動項目: 水路の草刈り

●作業内容: 水路法面の草刈り作業

●事故概要: 水路法面を上から下方向へ向かって草刈り作業中、土砂溜りの地面に足を滑らせ、草刈機の刃が自らの足へ接触。

●被災状況: 足の腫れ(全治3週間)

●発生原因: 安全な作業方法の周知不足(作業環境の不備)。



(雑木の伐採)

●活動項目: 水路の草刈り

●作業内容: 雑木の伐採・除去作業

●事故概要: 単独で水路幅の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。

●被災状況: 重体の後、死亡

●発生原因: ヘルメットの非着用。安全な作業方法(作業面反対側への切り込み)の周知不足。



(路面の維持)

●活動項目: 農道・施設の適正管理

●作業内容: 路面の維持(砂利敷き作業)

●事故概要: スコップでの砂利敷き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中およびエンジンブレードとの間に挟まれた。

●被災状況: 死亡(内臓損傷)

●発生原因: 安全な作業方法の周知不足。組体内での安全管理に係る決めの周知不足。



(雑木の伐採)

●活動項目: 農道の草刈り

●作業内容: 雑木の伐採・除去作業

●事故概要: タイセショベルのバケットに乗り、高さ約1.5mで伐採作業中、誤って転落し頭部を負傷。

●被災状況: 死亡(頰がい骨骨折)

●発生原因: 重機の不適切な使用方法、ヘルメットの非着用。

農作業等の安全対策の留意点を詳細に解説した「農作業安全のための冊子」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

岐阜県農道・水・環境保全推進協議会
〒500-8385 岐阜市下高尾1-15-1
TEL(0578)-271-1326 FAX(0578)215-0143

※本文交付金は農林水産省の補助事業です。

◆お知らせ◆

◎多面的機能支払シンポジウムについて

- ・主 催：東海農政局
- ・開催日：令和2年1月（予定）
- ・場 所：名古屋市内（詳細決定後ご案内します。）
- ・その他：本シンポジウム開催に合わせ、多面的機能支払交付金を活用し地域ぐるみで多面的機能の維持・発揮に向けた活動を実践されている活動組織が表彰されます。岐阜県からも複数の活動組織を推薦したいと考えておりますので、その際はご協力願います。



【平成30年度 受賞の様子】

◎農地・水保全フォーラムについて

- ・主 催：岐阜県、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会
- ・開 催 日：令和2年2月（予定）
- ・開催場所：未定
- ・そ の 他：毎年度、開催しています「農地・水保全フォーラム」ですが、今年度も開催を予定しています。詳細については決定次第、改めてご案内します。



【平成30年度 フォーラム】

◎小水路目地補修研修会の開催について

岐阜県では、「多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針」の中で、資源向上支払（共同）において施設の軽微な補修を実施する場合は、補修技術等に関する研修を、5年間（認定期間中）に1回以上実施することと規定しています。本研修会はそれを補完する意味合いと、各活動組織における補修技術の習得を目指す目的で、以下の市町で「小水路目地補修研修会」の実施を予定しています。

- 羽島市
- 輪之内町
- 白川町



【平成30年度 目地補修研修状況】



*田ケロー（着ぐるみ）は貸し出しもしています。
県内ならどこでも参上するよ！
岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

皆様からの「地域の活動状況」「地元の声」などの投稿をお待ちしております。

（投稿先）〒500-8385 岐阜市下奈良2-13-1 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

TEL 058-271-1326 FAX 058-275-0143

E-mail : nouti-mizu@gifudoren.or.jp

ホームページ <http://www.gifudoren.or.jp/kyogikai/>

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索